

## 行方市地域結婚支援者等「チームOSK」事業実施要綱

### (目的)

第1条 未婚化・晩婚化が進む中、地域における独身男女の結婚支援体制の充実を図るため、行方市地域結婚支援者「チームOSK」事業を実施するものとする。

### (活動内容)

第2条 行方市地域結婚支援者等「チームOSK」(以下「チームOSK」という。)は、地域の独身者の縁結び役として、以下の活動をボランティアで行う。

- (1) 独身男女の恋愛や結婚に関する助言、アドバイス
- (2) 独身男女の出会いの機会の仲介
- (3) 研修会、情報交換会等への参加
- (4) 行方市結婚対策支援事業への協力

### (申請)

第3条 チームOSKへの登録を希望する者は、行方市地域結婚支援者等「チームOSK」加入申込書(様式第1号)に行方市地域結婚支援者等「チームOSK」誓約書(様式第2号)を添付し、市長にチームOSK登録の申込みを行わなければならない。

### (登録)

第4条 市長は、前条の申込みを行った者のうち、次の各号のいずれにも該当する者をチームOSKとして登録するものとする。

- (1) 市内在住又は市内在勤の者で、結婚支援の実施ができるもの
- (2) 業として結婚相談又は結婚紹介を行わない者
- (3) 市が指定する研修会等を受講し、本事業の目的及び事業内容について十分理解している者
- (4) この規定に定める事項の遵守を誓約した者

2 チームOSKの登録期間は、2年とする。ただし、本人が希望すれば引き続き登録することができる。

### (抹消)

第5条 市長は、チームOSKが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

- (1) 行方市地域結婚支援者等「チームOSK」誓約書に掲げる各事項に反したとき。
- (2) 虚偽の申告等が判明したとき。
- (3) チームOSKとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他市長が認めたとき。

### (市の役割)

第6条 市は、チームOSKの自発的な活動を支援するため、次のことを行う。

- (1) 基本的な意識等を学ぶ研修等の実施
- (2) チームOSKの資質向上並びにチームOSK同士の交流及び情報交換を目的とする交流会の実施
- (3) チームOSKが円滑に活動を行うことができるよう、名刺等の配布
- (4) 結婚活動支援コンテンツにおけるチームOSKの紹介

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。